8　災害緊急事態

㈠　災害緊急事態の布告（以下「布告」という。）要件に、国の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めることを追加することとした。（第一〇五条関係）

㈡　政府は、布告があったときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定めることとし、内閣総理大臣は、この方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督することとした。（第一〇八条関係）

㈢　内閣総理大臣は、布告に係る災害に関する情報を、新聞、放送、インターネット等により公表するとともに、国民に対して必要な協力を求められることとし、協力を求められた国民は、これに応ずるよう努めなければならないこととした。（第一〇八条の二及び第一〇八条の三関係）

㈣　布告があったときは、5の㈣の(3)の措置を適用するとともに、特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の一部を、同法に基づく政令の指定を要せずに適用することとした。（第一〇八条の四及び第一〇八条の五関係）

二　災害救助法の一部改正関係

1　都道府県が応援のため支弁した費用

㈠　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、他の都道府県から救助の応援を受けた被災都道府県は、国に対して、当該救助の応援に係る費用を立て替えて弁済するよう要請できることとした。（第二〇条関係）

㈡　国は、応援に係る費用を立て替えて弁済することに代えて、被災都道府県を応援した都道府県に対し、被災都道府県への国庫負担金を支払うことができることとした。（第二一条第二項関係）

2　災害救助基金

各年度における災害救助基金の最少額を五〇〇万円とする旨の規定を削除することとした。（第二三条関係）

3　都道府県知事による情報提供

都道府県知事は、救助を行った者について、市町村長から情報の提供を求められたときは、自らが保有する情報を提供することとした。（第三〇条関係）

三　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

特定非常災害の被災者である相続人について、相続の承認又は放棄をすべき期間の末日が特定非常災害発生日以後政令で定める日の前日までに到来する場合は、その期間を当該政令で定める日まで伸長することとした。（第六条関係）

四　内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正関係

災害救助法等の所管を、厚生労働省から内閣府に移管することとした。

五　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の5の㈤の(4)及び6の㈡、二並びに四の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から、一の3並びに4の㈡及び㈢の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇大規模災害からの復興に関する法律（法律第五五号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念

大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとすることとした。（第三条関係）

3　復興対策本部及び復興基本方針等

㈠　復興対策本部の設置

(1)　特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。）が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に内閣府に復興対策本部（以下「本部」という。）を設置することができることとした。（第四条関係）

(2)　本部の長は、復興対策本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとし、本部に、当該本部の所管区域にあって当該本部長の定めるところにより当該本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、復興現地対策本部を置くことができることとした。（第五条関係）

(3)　本部は、復興基本方針の案の作成に関すること、所管区域において関係行政機関及び地方公共団体の長等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整に関すること等をつかさどることとし、復興基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、復興対策委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第六条関係）

(4)　本部に、復興対策委員会を置くこととし、委員長及び委員は、関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第七条関係）

㈡　復興基本方針等

(1)　政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならないこととした。（第八条関係）

(2)　特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができることとした。（第九条関係）

4　復興のための特別の措置

㈠　復興計画に係る特別の措置

(1)　復興計画の作成等

イ　特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針等に即して、単独で又は当該特定被災市町村を包括する都道府県と共同して、復興計画を作成することができることとした。（第一〇条関係）

ロ　特定被災市町村等は、復興計画に関し必要な事項等について協議を行うため、復興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとした。（第一一条関係）

ハ　特定被災市町村等は、協議会における協議等を行い、復興整備事業の実施に関連して行う土地利用基本計画の変更等に関する事項を復興計画に記載できることとし、当該復興計画が公表されたときは、当該土地利用基本計画の変更等がなされたものとみなすこととした。（第一二条関係）

ニ　特定被災市町村等は、協議会における協議等を行い、復興整備事業に係る許認可等に関する事項を復興計画に記載できることとし、当該復興計画が公表されたときは、当該許認可等があったものとみなすこととした。（第一三条及び第一四条関係）

ホ　土地区画整理事業等の特例、土地改良事業の特例、集団移転促進事業の特例、住宅地区改良事業の特例、漁港漁場整備事業の特例及び地籍調査事業の特例を定めることとした。（第一五条～第二〇条関係）